

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	32
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	32
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)……………	(漁業管理課)	32
○森林法第10条の12の5の規定による不確知立木持分及び不確知土地使用権を取得すべき旨の裁定……………	(森林計画課)	33
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	34
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	34
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	35

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………	37
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	39

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	40
------------------------	----

道人事委員会規則

○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	40
--	----

告 示

北海道告示第678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年10月3日、沙流土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年10月15日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第679号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和元年10月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
晩生内	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
木古内	同	北海道渡島総合振興局
置戸	農業用排水施設、農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第680号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年10月15日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- 落札を決定した日
令和元年8月9日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 函東工業株式会社
(2) 住 所 函館市浅野町3番11号
- 落札金額
97,200,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和元年6月28日付け北海道告示第458号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第681号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年10月15日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船はくと上架修理工事 一式
- 落札を決定した日

令和元年9月2日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 川崎造船株式会社
(2) 住 所 釧路市浜町3番6号

4 落札金額

92,950,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年7月26日付け北海道告示第511号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第682号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年10月15日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式

2 落札を決定した日

令和元年9月2日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 函東工業株式会社
(2) 住 所 函館市浅野町3番11号

4 落札金額

55,000,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年7月26日付け北海道告示第512号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第683号

森林法第10条の12の5の規定により下記のとおり不確知立木持分及び不確知土地使用权を取得すべき旨の裁定をしたので、同法第10条の12の6の規定により公告する。

令和元年10月15日

北海道知事 鈴木直道

1 申請者

- (1) 住所 旭川市豊岡2条5丁目6番22号
(2) 氏名 株式会社アルバトロス
代表取締役 渡辺 義博

2 裁定事項

- (1) 共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
磯谷郡蘭越町字栄3番1 山林 413,177㎡
(2) 不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数

樹種	林齢	本数(本)	樹種	林齢	本数(本)	樹種	林齢	本数(本)
シラカバ	62	1,958	クリ	69	111	ホウ	87	182
イタヤ	62	1,077	キハダ	69	111	サクラ	87	91
ミズナラ	62	4,308	セン	69	447	ニレ	87	182
ホウ	62	195	カラマツ	69	6,146	エンジュ	87	820
ナナカマド	62	195	シラカバ	70	151	クリ	87	273
サクラ	62	587	イタヤ	70	354	キハダ	87	91
ニレ	62	391	ミズナラ	70	253	セン	87	91
エンジュ	62	97	ホウ	70	151	サビタ	87	91
クリ	62	195	ナナカマド	70	50	シラカバ	57	255
セン	62	195	サクラ	70	101	イタヤ	57	229
カラマツ	62	4,406	シナ	70	151	ミズナラ	57	357
シラカバ	69	2,458	ニレ	70	50	ホウ	57	25
イタヤ	69	782	エンジュ	70	50	ナナカマド	57	76
ミズナラ	69	2,682	セン	70	50	サクラ	57	127
ホウ	69	223	カラマツ	70	2,885	シナ	57	25
サクラ	69	111	シラカバ	87	1,458	ニレ	57	25
ニレ	69	670	イタヤ	87	2,370	カラマツ	57	25
エンジュ	69	670	ミズナラ	87	1,641	計		40,695

- (3) 不確知立木持分及び不確知土地使用权の取得の対価の額に相当する補償金の額並びにその支払の時期及び方法

ア 補償金の額 375,032円

イ 支払の時期及び方法 伐採の時期の開始する日の前日までに札幌地方法務局俱知

安支局に供託する。

(4) 不確知立木持分に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法

- ア 伐採の時期 令和元年11月から令和3年10月まで
- イ 伐採の方法 皆伐
- ウ 造林の時期 令和2年5月から令和5年11月まで
- エ 造林の方法 人工造林（樹種 その他広葉樹）

(5) 不確知土地所有権の内容

- ア 使用目的 不確知立木持分に係る立木の伐採及び搬出並びに伐採後の造林及び造林木の育成のため
- イ 設定期間 令和元年10月15日から令和45年12月31日まで

3 その他

共有者不確知森林の森林所有者であって当該森林の立木の伐採及び伐採後の造林に同意をしていない者は、札幌地方法務局倶知安支局において補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第648号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第685号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年10月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小樽オタモイ1丁目4（I-1-26-563）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市オタモイ1丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小樽塩谷1丁目4（Ⅱ－1－231－2353）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市塩谷1丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
右股沢川東の沢（Ⅰ－11－0551）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市長橋1丁目、長橋5丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
酒屋沢川（Ⅱ－11－0660）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市塩谷1丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第686号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年10月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
右股沢川西の沢（Ⅰ－11－0552）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市旭町、長橋1丁目（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽塩谷2丁目8（Ⅰ－1－504－3021）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市塩谷2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽塩谷1丁目3（Ⅰ－1－506－3023）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市塩谷1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽オタモイ3丁目（Ⅰ－1－508－3025）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市オタモイ3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽オタモイ1丁目5（Ⅰ－1－509－3026）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市オタモイ1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽幸4丁目（Ⅰ－1－511－3028） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市幸4丁目、オタモイ1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽長橋1丁目4（Ⅰ－1－516－3033） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽長橋5丁目2（Ⅱ－1－10－563） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽塩谷1丁目5（Ⅱ－1－232－2354） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市塩谷1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽オタモイ2丁目2（Ⅱ－1－234－2356）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市オタモイ2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽長橋5丁目3（Ⅱ－1－237－2359） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽長橋5丁目5（Ⅱ－1－239－2361） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニツ目川（Ⅱ－11－0570） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市幸1丁目、赤岩3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 桃内川（Ⅱ－11－0680） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桃内2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)	(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第12号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和元年10月15日 北海道空知総合振興局長 青 木 誠 雄 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車（2.2m／2,300 t） 1台（交換契約によりロータリ除雪車（2.2m／2,300 t）1台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を当該契約の相手方から調達する。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 令和2年3月31日（火） (4) 納入場所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。 (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。	
ア 申請の時期 令和元年10月15日（火）から同年11月11日（月）まで（日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入札日時 令和元年11月25日（月）午前11時（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る	

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
- (3) 電話番号 011-561-0383

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Rotary Snow Remover (length 2.2 meters / 2,300 tons class) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., November 25, 2019
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0383

北海道オホーツク総合振興局告示第64号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年10月15日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車（1.5m／800 t、草刈装置） 1台

イ 除雪トラック（10 t 級 6 × 6 専用型） 1台

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和2年3月27日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年10月15日（火）から同年11月15日（金）まで（日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入札日時 令和元年11月26日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月25日（月）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページ（http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.htm）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。	契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 (3) 電話番号 0152-41-0708 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1 b Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November 26, 2019 (If mailed, bids must arrive no later than November 25, 2019) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8670 Japan Phone : 0152-41-0708 北海道十勝総合振興局告示第41号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和元年10月15日 北海道十勝総合振興局長 三 井 真 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換） 2 落札を決定した日 令和元年10月3日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 帯広日産自動車株式会社 (2) 住 所 帯広市大通南29丁目2番地 4 落札金額 1,622,830円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年8月30日付け北海道十勝総合振興局告示第23号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
--	--

(1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課需品係 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁日高教育局告示第27号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和元年10月15日 北海道教育庁日高教育局長 波 岸 克 泰 1 落札に係る物品等の名称 北海道富川高等学校教育用パーソナルコンピュータ及び周辺機器 一式 2 落札を決定した日 令和元年9月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士通リース株式会社 (2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地 4 落札金額 180,600円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年8月6日付け北海道教育庁日高教育局告示第24号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号	一部を次のように改正する。 別表第1中21の項を22の項とし、16の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、15の項の次に次の1項を加える。 16 社会福祉法人日本介護事業団 附 則 この規則は、令和元年10月16日から施行する。
道 人 事 委 員 会 規 則	
公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年10月15日 北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知 北海道人事委員会規則16－32 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の	